

秋田県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	秋田県
許可番号	00554010535
許可期限	令和9年2月7日

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈								
1	令第1号	○	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)								
2	令第2号	○	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの○(※5))								
3	令第3号	○	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)								
4	令第4号	感染性廃棄物									
		枝番	01	02	03	×	05	06	07	08	09
		種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	政令第2条第13号廃棄物
		取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5イ	令第5号イ	×	(廃PCB等)								
5ロ	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)								
5ハ	令第5号ハ	×	(PCB処理物)								
5ヘ	令第5号ヘ	○	(廃石綿等)								
5	令第5号ニ、ホ及びト～ン	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
	枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定下水汚泥	
	1	アルキル水銀化合物		○		○	○	○	○	○	
	2	水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	○	
	3	カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
	4	鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
	5	有機燐化合物		○		○	○			○	
	6	六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	○	
	7	砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
	8	シアン化合物		○		○	○			○	
	9	PCB		×		×	×			×	
	10	トリクロロエチレン		○	○	○	○			○	
	11	テトラクロロエチレン		○	○	○	○			○	
	12	ジクロロメタン		○	○	○	○			○	
	13	四塩化炭素		○	○	○	○			○	
	14	1、2-ジクロロエタン		○	○	○	○			○	
	15	1、1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			○	
	16	シス-1、2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			○	
	17	1、1、1-トリクロロエタン		○	○	○	○			○	
	18	1、1、2-トリクロロエタン		○	○	○	○			○	
	19	1、3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			○	
	20	チウラム		○		○	○			○	
	21	シマジン		○		○	○			○	
	22	チオベンカルブ		○		○	○			○	
	23	ベンゼン		○	○	○	○			○	
	24	セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
	25	1,4-ジオキサン	×	×	×	×	×	×	×	×	
	26	ダイオキシン類	○	○		○	○		○	○	
	27										
	28										
	29										
30											
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん								
7	令第7号	×	ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のために処理したもの								
8	令第8号	×	ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの								
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)								
10											
11											

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

青森県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	青森県
許可番号	00251010535
許可期限	令和11年2月19日

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈	破砕No.3 破砕No.4							
1	令第1号	○	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)								
2	令第2号	○	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)								
3	令第3号	○	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以下) ○(※5)								
4	令第4号	感染性廃棄物									
		枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09
		種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	政令第2条第13号廃棄物
		取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5イ	令第5号イ	×	(廃PCB等)								
5ロ	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)								
5ハ	令第5号ハ	×	(PCB処理物)								
5ヘ	令第5号ヘ	○	(廃石綿等)								
5	令第5号ニ、ホ及びト～ン	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
		有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定下水汚泥	
		1	アルキル水銀化合物		○		○	○	○	○	○
		2	水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	○
		3	カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○
		4	鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○
		5	有機燐化合物		○		○	○			○
		6	六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	○
		7	砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○
		8	シアン化合物		○		○	○			○
		9	PCB		×		×	×			×
		10	トリクロロエチレン		○	○	○	○			○
		11	テトラクロロエチレン		○	○	○	○			○
		12	ジクロロメタン		○	○	○	○			○
		13	四塩化炭素		○	○	○	○			○
		14	1、2-ジクロロエタン		○	○	○	○			○
		15	1、1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			○
		16	シス-1、2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			○
		17	1、1、1-トリクロロエタン		○	○	○	○			○
		18	1、1、2-トリクロロエタン		○	○	○	○			○
		19	1、3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			○
		20	チウラム		○		○	○			○
		21	シマジン		○		○	○			○
		22	チオベンカルブ		○		○	○			○
		23	ベンゼン		○	○	○	○			○
		24	セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○
		25	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○
		26	ダイオキシン類	○	○		○	○		○	○
		27									
		28									
		29									
30											
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん								
7	令第7号	×	ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のために処理したもの								
8	令第8号	×	ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの								
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)								
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)								
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)								

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

岩手県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	岩手県
許可番号	00350010535
許可期限	令和8年12月12日

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈
1	令第1号	○	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)
2	令第2号	○	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のも ○(※5))
3	令第3号	○	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)
4	令第4号	感染性廃棄物	
		枝番	01 02 03 04 05 06 07 08 09
		種類	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず 政令第2条第13号廃棄物
		取扱	× × × × × × × × × ×
5イ	令第5号イ	×	(廃PCB等)
5ロ	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)
5ハ	令第5号ハ	×	(PCB処理物)
5ヘ	令第5号ヘ	○	(廃石綿等)
5	令第5号ニ、ホ及びト〜ン	枝番	a b c d e f g h
	枝番 有害物質名	燃え殻	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 鉱さい ばいじん 指定下水汚泥
	1 アルキル水銀化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	2 水銀又はその化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	3 カドミウム又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	4 鉛又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	5 有機燐化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	6 六価クロム化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	7 砒素又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 シアン化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	9 PCB		× × × × × × × × × ×
	10 トリクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	11 テトラクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	12 ジクロロメタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	13 四塩化炭素		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	14 1、2-ジクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	15 1、1-ジクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	16 シス-1、2-ジクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	17 1、1、1-トリクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	18 1、1、2-トリクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	19 1、3-ジクロロプロペン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	20 チウラム		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	21 シマジン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	22 チオベンカルブ		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	23 ベンゼン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	24 セレン又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	25 1,4-ジオキサン	×	× × × × × × × × × ×
	26 ダイオキシン類	×	× × × × × × × × × ×
	27		
	28		
	29		
	30		
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん
7	令第7号	×	ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のために処理したもの
8	令第8号	×	ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。
 【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

宮城県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	宮城県
許可番号	00450010535
許可期限	令和8年5月15日

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈
1	令第1号	○	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)
2	令第2号	○	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)
3	令第3号	○	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)
4	令第4号	感染性廃棄物	
		枝番	01 02 03 04 05 06 07 08 09
		種類	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず 政令第2条第13号廃棄物
			× × × × × × × × × ×
5イ	令第5号イ	×	(廃PCB等)
5ロ	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)
5ハ	令第5号ハ	×	(PCB処理物)
5ヘ	令第5号ヘ	○	(廃石綿等)
5	令第5号ニ、ホ及びト～ン	枝番	a b c d e f g h
	枝番 有害物質名	燃え殻	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 鉱さい ばいじん 指定下水汚泥
	1 アルキル水銀化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	2 水銀又はその化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	3 カドミウム又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	4 鉛又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	5 有機燐化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	6 六価クロム化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	7 砒素又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 シアン化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	9 PCB		× × × × × × × × × ×
	10 トリクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	11 テトラクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	12 ジクロロメタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	13 四塩化炭素		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	14 1、2-ジクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	15 1、1-ジクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	16 シス-1、2-ジクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	17 1、1、1-トリクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	18 1、1、2-トリクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	19 1、3-ジクロロプロペン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	20 チウラム		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	21 シマジン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	22 チオベンカルブ		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	23 ベンゼン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	24 セレン又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	25 1,4-ジオキサン	×	× × × × × × × × × ×
	26 ダイオキシン類	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	27		
	28		
	29		
	30		
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん
7	令第7号	×	ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のために処理したもの
8	令第8号	×	ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。
 【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

山形県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	山形県
許可番号	00659010535
許可期限	令和7年11月25日

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈
1	令第1号	○	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)
2	令第2号	○	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)
3	令第3号	○	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)
4	令第4号	感染性廃棄物	
		枝番	01 02 03 04 05 06 07 08 09
		種類	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず 政令第2条第13号廃棄物
			× × × × × × × × × ×
5イ	令第5号イ	×	(廃PCB等)
5ロ	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)
5ハ	令第5号ハ	×	(PCB処理物)
5ヘ	令第5号ヘ	○	(廃石綿等)
5	令第5号ニ、ホ及びト〜ン	枝番	a b c d e f g h
	枝番 有害物質名	燃え殻	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 鉱さい ばいじん 指定下水汚泥
	1 アルキル水銀化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	2 水銀又はその化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	3 カドミウム又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	4 鉛又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	5 有機燐化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	6 六価クロム化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	7 砒素又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 シアン化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	9 PCB	×	× × × × × × × × × ×
	10 トリクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	11 テトラクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	12 ジクロロメタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	13 四塩化炭素		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	14 1,2-ジクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	15 1,1-ジクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	17 1,1,1-トリクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	18 1,1,2-トリクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	19 1,3-ジクロロプロペン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	20 チウラム		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	21 シマジン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	22 チオベンカルブ		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	23 ベンゼン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	24 セレン又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	25 1,4-ジオキサン	×	× × × × × × × × × ×
	26 ダイオキシン類	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	27		
	28		
	29		
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん
7	令第7号	×	ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のために処理したもの
8	令第8号	×	ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

福島県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	福島県
許可番号	00757010535
許可期限	令和11年3月3日

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈
1	令第1号	○	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)
2	令第2号	○	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)
3	令第3号	○	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)
4	令第4号	感染性廃棄物	
		枝番	01 02 03 04 05 06 07 08 09
		種類	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず 政令第2条第13号廃棄物
		取扱	× × × × × × × × × ×
5イ	令第5号イ	×	(廃PCB等)
5ロ	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)
5ハ	令第5号ハ	×	(PCB処理物)
5ヘ	令第5号ヘ	○	(廃石綿等)
5	令第5号ニ、ホ及びト～ン	枝番	a b c d e f g h
	枝番 有害物質名	燃え殻	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 鉱さい ばいじん 指定下水汚泥
	1 アルキル水銀化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	2 水銀又はその化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	3 カドミウム又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	4 鉛又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	5 有機燐化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	6 六価クロム化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	7 砒素又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 シアン化合物		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	9 PCB		× × × × × × × × × ×
	10 トリクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	11 テトラクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	12 ジクロロメタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	13 四塩化炭素		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	14 1、2-ジクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	15 1、1-ジクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	16 シス-1、2-ジクロロエチレン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	17 1、1、1-トリクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	18 1、1、2-トリクロロエタン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	19 1、3-ジクロロプロペン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	20 チウラム		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	21 シマジン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	22 チオベンカルブ		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	23 ベンゼン		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	24 セレン又はその化合物	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	25 1,4-ジオキサン	×	× × × × × × × × × ×
	26 ダイオキシン類	×	× × × × × × × × × ×
	27		
	28		
	29		
	30		
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん
7	令第7号	×	ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のために処理したもの
8	令第8号	×	ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。
 【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

新潟県 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

許可名称	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
都道府県・政令市	新潟県
許可番号	01559010535
許可期限	令和9年5月16日

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈								
1	令第1号	○	廃油(揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)								
2	令第2号	○	廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)								
3	令第3号	○	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)								
4	令第4号	感染性廃棄物									
		枝番	01	02	03	04	05	06	07	08	09
		種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	政令第2条第13号廃棄物
		取扱	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5イ	令第5号イ	×	(廃PCB等)								
5ロ	令第5号ロ	×	(PCB汚染物)								
5ハ	令第5号ハ	×	(PCB処理物)								
5ヘ	令第5号ヘ	○	(廃石綿等)								
5	令第5号ニ、ホ及びト〜ン	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
	枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定下水汚泥	
	1	アルキル水銀化合物		○		○	○	○	○	○	
	2	水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	○	
	3	カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
	4	鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
	5	有機燐化合物		○		○	○			○	
	6	六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	○	
	7	砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
	8	シアン化合物		○		○	○			○	
	9	PCB		×		×	×			×	
	10	トリクロロエチレン		○	○	○	○			○	
	11	テトラクロロエチレン		○	○	○	○			○	
	12	ジクロロメタン		○	○	○	○			○	
	13	四塩化炭素		○	○	○	○			○	
	14	1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			○	
	15	1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			○	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			○	
	17	1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			○	
	18	1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			○	
	19	1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			○	
	20	チウラム		○		○	○			○	
	21	シマジン		○		○	○			○	
	22	チオベンカルブ		○		○	○			○	
	23	ベンゼン		○	○	○	○			○	
	24	セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
	25	1,4-ジオキサン	×	×	×	×	×	×	×	×	
	26	ダイオキシン類	×	○		×	×		○	×	
	27										
	28										
	29										
30											
6	令第6号	×	法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん								
7	令第7号	×	ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のために処理したもの								
8	令第8号	×	ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のために処理したもの								
9	令第9号	×	ばいじん(集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)								
10	令第10号	×	燃え殻(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)								
11	令第11号	×	汚泥(法第2条第4項第2号廃棄物であってダイオキシン類を含むもの)								

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。